

議 事 日 程 (令和3年8月12日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第23号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員 (10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総務課長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福祉課長 坂 和 由	建設課長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳	

(開会時間 午後2時38分)

議長 どうも皆さん方、先ほどはどうぞ大変お疲れさまでございました。

時間は少し早いようでございますけれども、臨時議会を開会させていただきます。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は10人でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回安八町議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を始めます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 傍嶋邦博君、4番 坂悟君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定について、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、皆さん御苦労さまでございます。

本日、令和3年第2回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会におきまして、議会の皆様方に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、お願いを申し上げました次第でございます。

本日提案させていただきますのは、勤労青少年ホームテレワーク化改修事業に係る工事請負契約の締結についてでございます。

平成元年に完成し、青少年を中心として地域の皆様方に親しまれてきた青少年ホームでございます。ただ、平成31年4月より、施設の経年劣化などでやむなく休館しておりました。この間、多くの町民の方々から早く再利用できるようにと強い要望をいただけてきました。

今回提案させていただきますこの事業につきましては、これまでの勤労青少年ホームを避難所、地域コミュニティー振興機能を備えつつ、さらにはコロナ社会における「新しい時代」に向けたリニューアルを行い、令和4年3月の完成、オープンを目指すものでございます。

詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 日程第3、議第23号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の表紙をはねていただきたいと思えます。

議第23号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第23号 勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年8月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、勤労青少年ホームテレワーク化改修業務委託。2. 契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約。3. 契約金額、1億2,991万円。4. 契約の相手方、東京都中央区日本橋人形町3丁目9番4号、株式会社スペース、代表取締役社長 佐々木靖浩。

今回の業務の目的は、近年テレワーク人口が拡大を続けてきたところでありますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式により、対応した働き方が全国的に広がり、テレワークへのニーズ、また地方

への回帰志向も高まりを見せているところであります。

本業務は新しい働き方を促進するとともに、利用者相互の交流の活性化を通じた地域の活性化を推進、企業、事業者の誘致、移住及び定住を促進するため、現在休館中の安八町勤労青少年ホームに必要な修繕を施し、テレワーク施設として整備することで地域の活性化を目指すものであります。そこで、本業務の基本方針といたしましては、地域の特徴を生かした空間及び新型コロナウイルス感染症拡大防止策、地域住民のコミュニティーまた指定避難所としての機能等も踏まえた新しい生活様式等に配慮した空間を再構築するものであります。

このようなことから、空間デザインや建築に関する専門知識を備えた設計者と施工者が緊密に連携し、この基本方針を十分理解した上で、両者の固有の知識や技術を発揮しながら質の高い空間の構築を限られた期間内において実現する提案によりまして本業務を推進するため、設計と施工を一括発注で行うデザインビルド方式の手法に基づく公募型プロポーザル、企画提案方式によりまして事業者の選定を行ったところであります。

本契約における履行の期間は、契約締結の日から令和4年3月20日であります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時45分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月12日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟